各庁におけるエレベータの使用不能について

令和８年１１月９日
午前１０時現在

本月８日（日）に発生した地震に伴い、名古屋法務局では以下の庁舎において、エレベータが使用できない状況にありますので、お知らせします。
現在、保守業者による点検、復旧作業を順次進めており、復旧次第、本ホームページでお知らせする予定ですが、全ての庁舎における復旧には今しばらく時間を要する見込みです。

【エレベータの使用不能庁】
春日井支局、半田支局、豊田支局、西尾支局、豊川出張所及び新城支局

なお、登記･供託の申請、証明書の請求については、来庁不要なオンライン申請をご利用いただきますようお願いいたします（なお、証明書は管轄法務局以外の法務局でも取得できます。）。
また、登記内容を確認したい方につきましては、登記情報提供サービスをご利用いただくことで、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認することができますので、ご利用を検討ください。